

介護人材と介護福祉士の在り方について

1. 介護人材の全体像について

2. 介護人材全体における介護福祉士の位置付けについて

介護職員の現状

- 介護職員の就業形態は、非正規職員に大きく依存している。
- 介護職員の年齢構成は、介護職員(施設等)については、30～49歳が主流となっているが、訪問介護員においては、60歳以上が約3割を占めている。
- 男女別に見ると、介護職員(施設等)、訪問介護員いずれも女性の比率が高く、男性については40歳未満が主流であるが、女性については40歳以上の割合がいずれの職種も過半数を占めている。

1 就業形態

	正規職員	非正規職員	非正規職員の内訳	
			うち常勤労働者	うち短時間労働者
介護職員(施設等)	56.5%	41.4%	17.2%	24.2%
訪問介護員	17.5%	78.4%	8.1%	70.3%

注) 正規職員: 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者。非正規職員: 正規職員以外の労働者(契約職員、嘱託職員、パートタイム労働者等)。

常勤労働者: 1週の所定労働時間が主たる正規職員と同じ労働者。短時間職員: 1週の所定労働時間が主たる正規職員に比べ短い者。

注) 介護職員(施設等): 訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員: 訪問介護事業所で働く者。

注) 調査において無回答のものがあるため、合計しても100%とはならない。

【出典】平成25年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)

2 年齢構成(性別・7職種別)

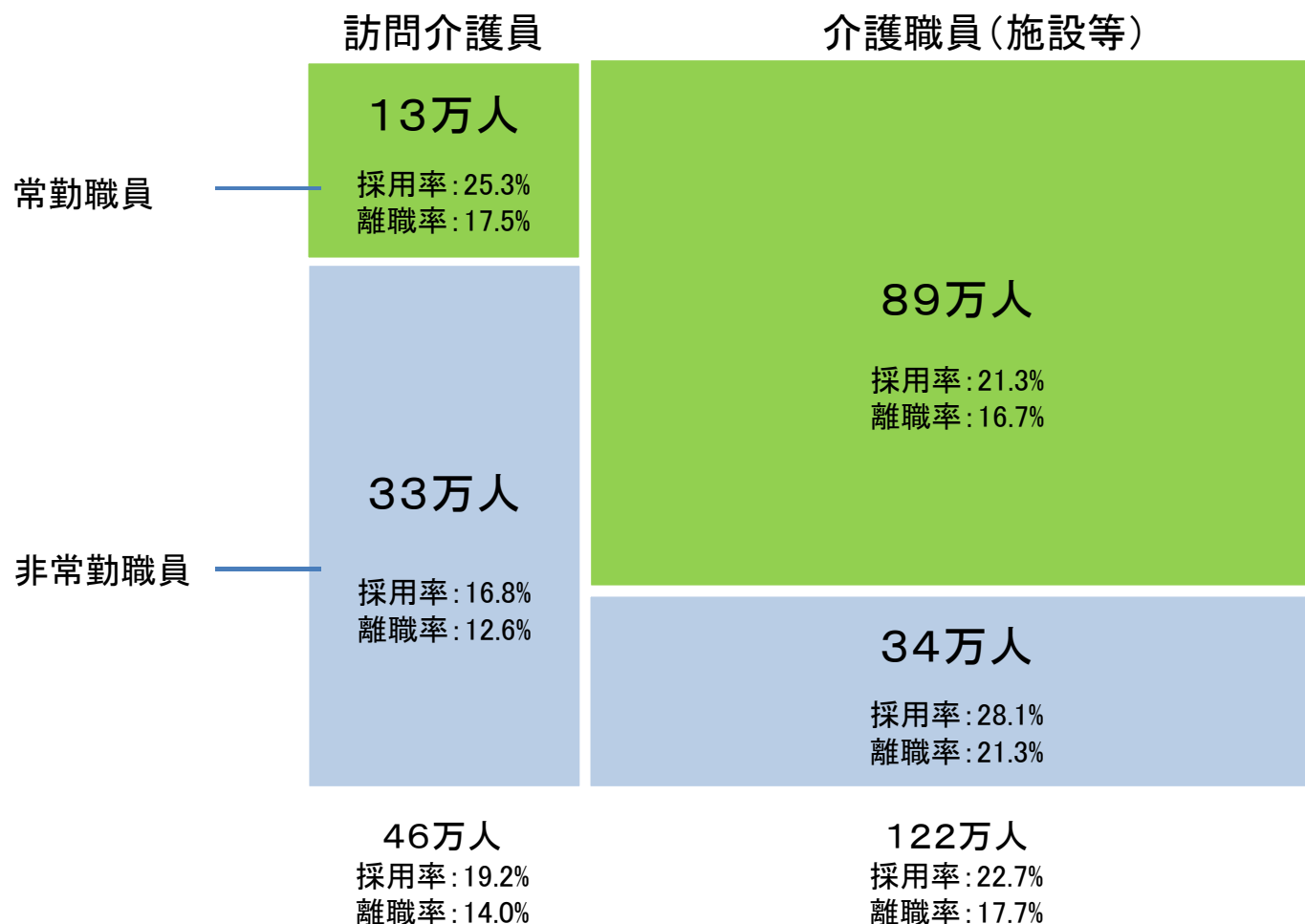
	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
介護職員(施設等)	1.2%	19.0%	24.0%	22.4%	19.7%	12.0%
男性 (23.3%)	1.3%	30.1%	33.8%	17.1%	9.2%	7.3%
女性 (73.0%)	1.1%	15.5%	21.0%	24.1%	23.1%	13.5%
訪問介護員	0.2%	4.3%	11.6%	22.9%	27.5%	31.6%
男性 (7.0%)	0.9%	15.0%	24.1%	20.2%	18.7%	19.8%
女性 (88.6%)	0.2%	3.5%	10.6%	23.3%	28.2%	32.5%

注) 調査において無回答のものがあるため、合計しても100%とはならない。

【出典】平成25年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)を社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において集計。

介護職員の構造と採用・離職率

○ 訪問介護員は非常勤職員、介護職員(施設等)は常勤職員主体。訪問介護員は常勤職員の、介護職員(施設等)は非常勤職員の離職率が高くなっている。



注) 従業者数は、厚生労働省「平成24年介護サービス施設・事業所調査」による。

注) 介護職員(施設等): 訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員: 訪問介護事業所で働く者。

注) 採用率、離職率は、介護労働安定センター「平成25年度 介護労働実態調査」において、正規職員と非正規職員のうち、常勤労働者を合わせたものを常勤職員として、非正規職員のうち、短時間労働者を非常勤職員として計算。

注) 調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、職員数を厚生労働省(社会・援護局)にて補正している。

注) 職員数は、表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で、合計と一致しない場合もある。

現在の仕事の満足度

○ 訪問・施設ともに、「仕事の内容・やりがい」に比べて、「キャリア・アップの機会」や「職業訓練・能力開発のあり方」に対する、不満の度合いが高く、特に介護職員（施設等）ではその傾向が強い。

【訪問介護員】

(%)

	満足	やや満足	普通	やや不満足	不満足	無回答	満足度D.I.
仕事の内容・やりがい	19.4	36.0	38.3	3.3	1.0	2.0	51.1
キャリア・アップの機会	6.9	16.7	56.8	10.8	4.2	4.6	8.6
教育訓練・能力開発のあり方	6.4	15.5	53.7	14.7	5.5	4.2	1.7

【介護職員（施設等）】

(%)

	満足	やや満足	普通	やや不満足	不満足	無回答	満足度D.I.
仕事の内容・やりがい	14.8	33.9	39.3	7.6	3.1	1.2	38.0
キャリア・アップの機会	5.3	15.8	53.9	14.5	7.9	2.6	-1.3
教育訓練・能力開発のあり方	4.3	12.2	51.8	20.2	9.2	2.3	-12.9

注) 満足度D.I. = (「満足」+「やや満足」) - (「不満足」+「やや不満足」)

注) 介護職員(施設等): 訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員: 訪問介護事業所で働く者。

【出典】平成25年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

非正規職員の正規職員への志向

○ 非正規職員の正規職員への志向は必ずしも強くなく、多様な働き方やキャリアパスが求められる。

(%)

	正規職員の希望		無回答
	あり	なし	
訪問介護員	21.3	74.0	4.7
介護職員(施設等)	36.0	60.1	3.9

注) 正規職員: 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者。非正規職員: 正規職員以外の労働者(契約職員、嘱託職員、パートタイム労働者等)。

注) 介護職員(施設等): 訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員: 訪問介護事業所で働く者。

【出典】平成25年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

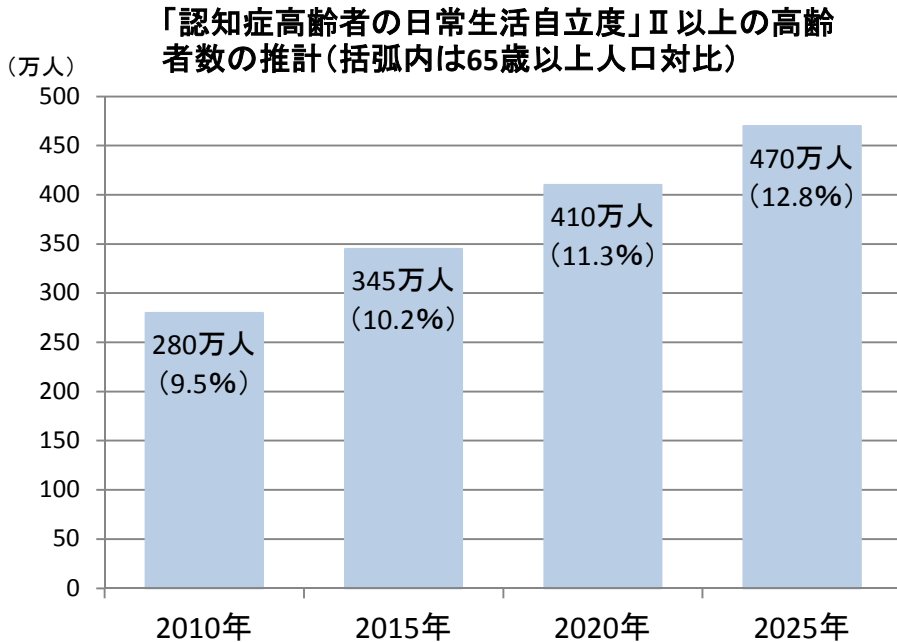
今後の介護ニーズの変化への対応の必要性

○ 今後、介護ニーズは、高齢者数の増加に伴う量的拡大に加え、認知症高齢者の増加、高齢者単独世帯あるいは高齢者のみ世帯の増加が見込まれるなど多様化・複雑化が見込まれる。

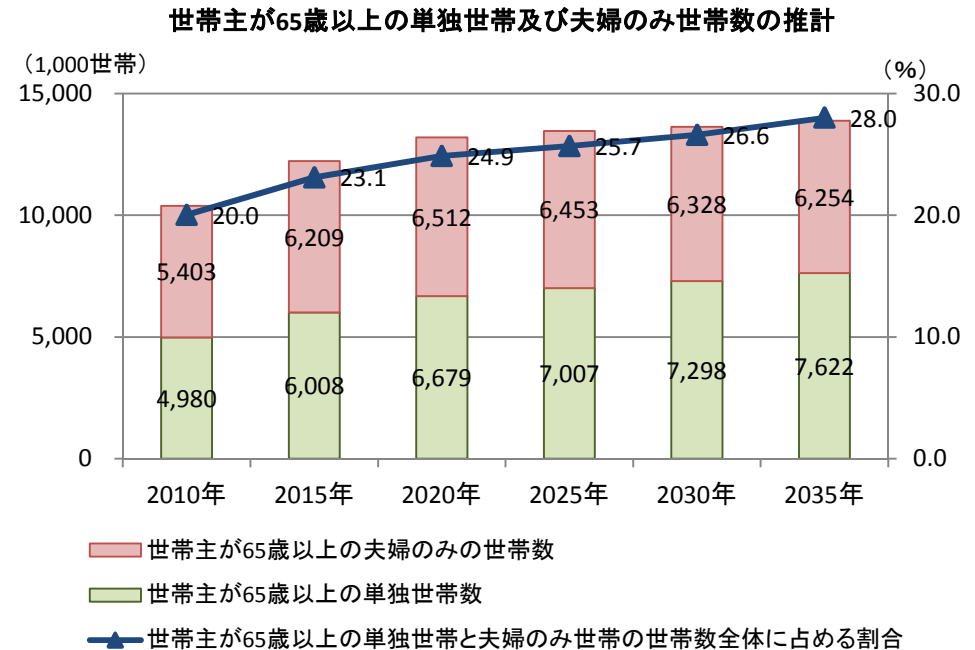
- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となる。
また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

- ② 65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



介護職員の需要増と生産年齢人口の減少

○ 少子化の影響に伴い、将来的には、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれている一方で、介護職員については2025年に最大約250万人を確保する必要があることのバランスをどう図るかが課題となる。

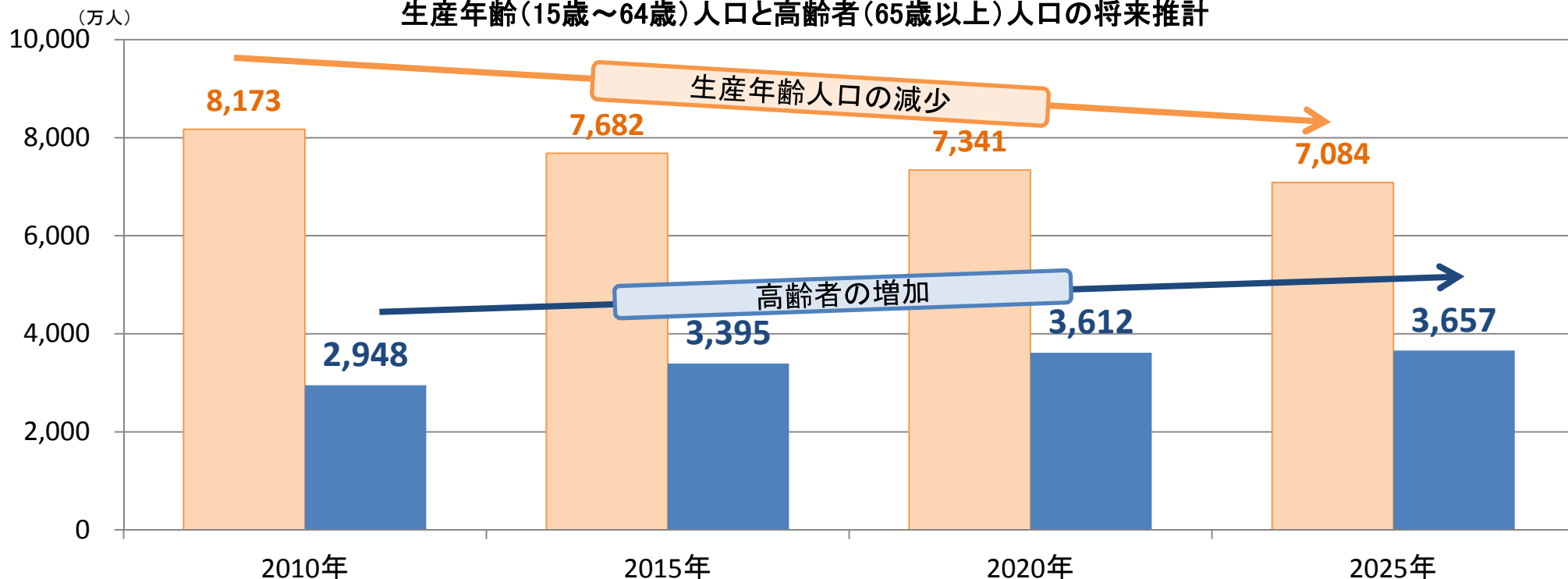
介護職員の需要推計

	平成12年度 (2000年度)	平成24年度 (2012年度) (推計値)	平成27年度 (2015年度) (推計値)	平成37年度 (2025年度) (推計値)
介護職員	55万人	149万人	167～176万人(注) (164～172万人)	237～249万人 (218～229万人)

注) 平成27年度・平成37年度の数值は社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。()内は現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによる数值。2015年、2025年の推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」

生産年齢(15歳～64歳)人口と高齢者(65歳以上)人口の将来推計



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計

本検討会におけるこれまでの議論(中間整理メモ(抜粋)・主な意見)

～介護人材の類型化・介護福祉士の位置付けに関する部分～

- 本検討会が8月26日に取りまとめた「中間整理メモ」において、介護人材の類型化や介護福祉士を中核的な役割を担う存在として明確化する方向性が示されたところ。

資質の向上

5. 多様な働き方や機能に応じたキャリアアップの実現

介護人材について、専門性を追求する人材、マネジメントを担う人材、一定の領域に特化し従事する人材など、働き方や求められる機能に応じた類型化を進める。多様な人材のキャリアパスを整備し、意欲ある者は学び、キャリアアップが図れる環境を実現する。

6. 介護福祉士の専門性と社会的評価の向上

介護福祉士について、地域包括ケアに対応し、社会的評価向上につながるよう、継続的に専門性を高め、介護職の中核的な役割を担う存在として明確に位置づける。また、離職した介護福祉士が介護の現場に再就業しやすい環境整備を進める。

(これまでの検討会における主な意見)

- 介護職は、介護の中核を担う高度人材、将来的に中核を担うべき人材、それらの周辺で拘わる人材など、期待される役割・働き方で分類できることから、一律に「介護人材」と表現することをやめるべき
- すべての介護人材が介護福祉士を目指す必要はなく、介護職の属性や働き方に応じた多様なキャリアパスの構築を検討すべき
- 介護職の中で専門性の高いキーパーソンとして介護福祉士を位置付ける観点から、これまでの「業務の適正化」のための資格から「専門性を高めるステージ」への転換を図るべき
- 専門職のバックアップ体制を前提とした上で、介護予防対象者には、一定の研修を修了した元気高齢者によるピアサポート、認知症のない軽度要介護者には、初任者研修修了者による生活援助を中心に据えるなど、利用者像に対応する人材配置の在り方を検討すべき

(介護人材の全体像に関する論点)

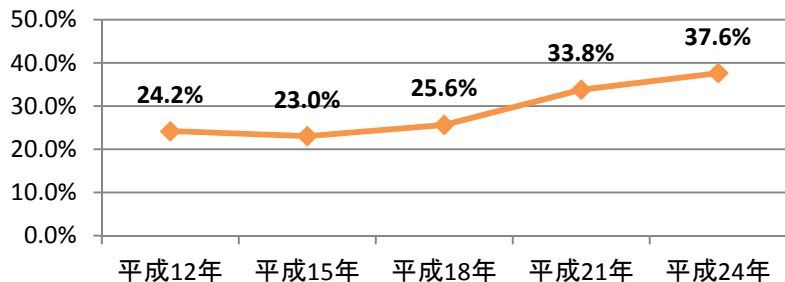
- 2025(平成37)年の地域包括ケアの構築に向けて、介護人材を量的に確保しつつ、介護の質も担保することを両立させるために、介護人材の構成と役割分担をどう考えていくべきか。
- 将来的に、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保を進めるに当たり、限られた人材を有効活用するため、能力の高い人材を必要とする分野に重点化していくべきではないか。
- より責任が伴い、高い能力が求められる分野における機能は、中核的役割を果たすことが期待される介護福祉士が担うべきではないか。

介護人材の全体像と介護福祉士の位置付け(機能分化)

これまでの考え方

- H16.7.30社会保障審議会介護保険部会
 - ・ 介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべき
- H23.1.20今後の介護人材の在り方に関する検討会
 - ・ 質の高いサービス提供と、介護人材の確保という二つの目的を両立させていく観点からは、介護福祉士の割合については、当面5割以上を目安としていくべき

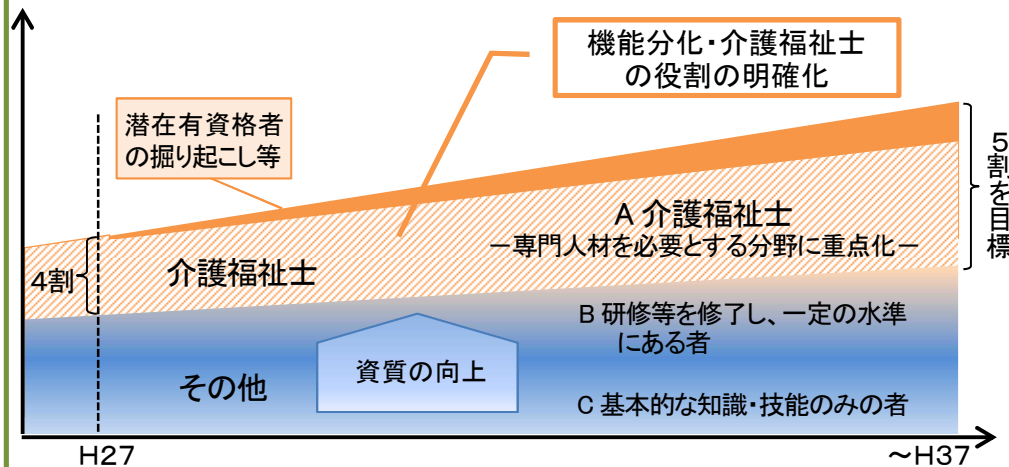
(参考) 介護職員に占める介護福祉士の割合の推移



【資料出所】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

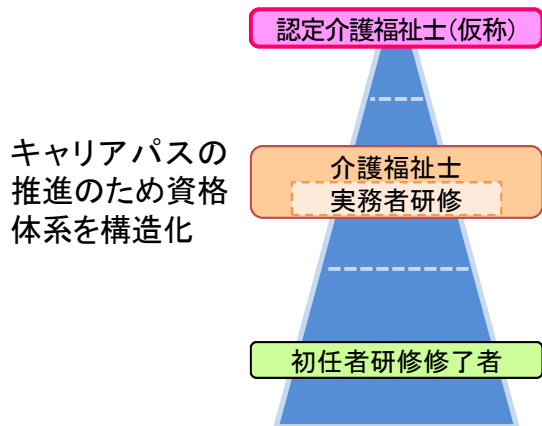
今後の方向性(案)

- 労働力人口の減少下において、介護福祉士を重点的に投入していく必要があり、将来的には機能分化と介護福祉士の役割の明確化が必要。
- 未経験者を含めたすそ野の拡大、多様な労働者属性に応じたキャリアパス支援を進め量・質の確保を促進。介護福祉士は、5割達成を目指し、そのために必要な措置を講ずる。



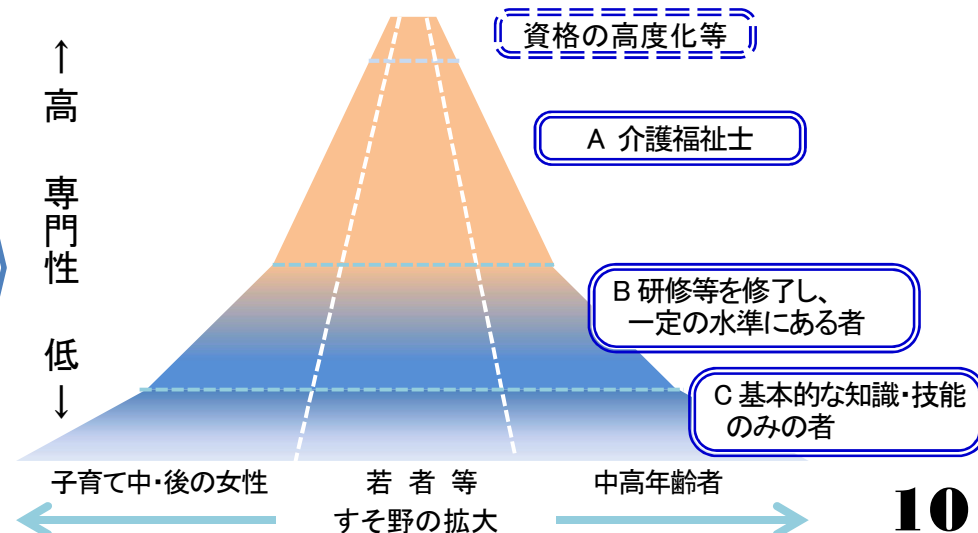
人材の構造

人材の類型・体系



これまでの資格体系の構造化に向けた議論を発展させ、「機能」と「役割」の明確化を進める

量的な観点も含め、対象となる類型ごとに政策アプローチを考える

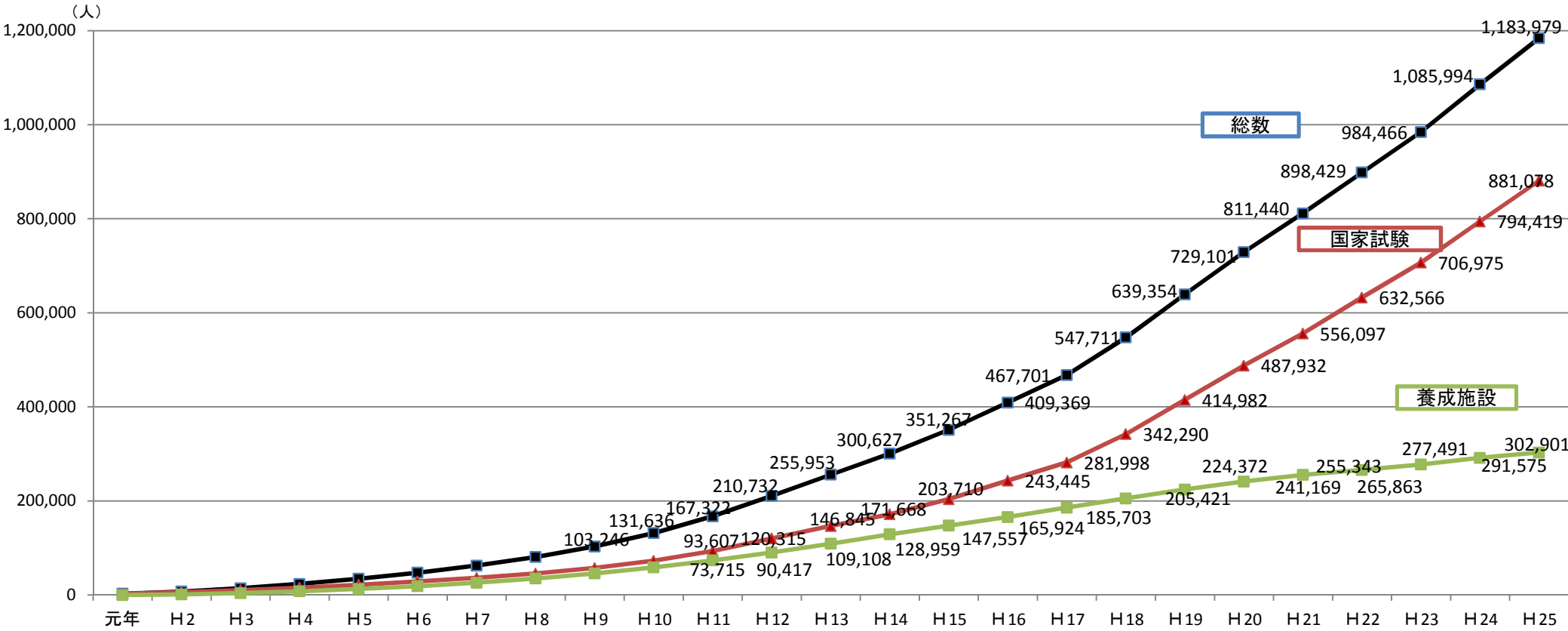


1. 介護人材の全体像について

2. 介護人材全体における介護福祉士の位置付けについて

介護福祉士登録者の推移

○ 介護福祉士登録者は、毎年、国家試験ルートで7.5～8.5万人程度、養成施設ルートで1.0～1.5万人程度ずつ増加している。

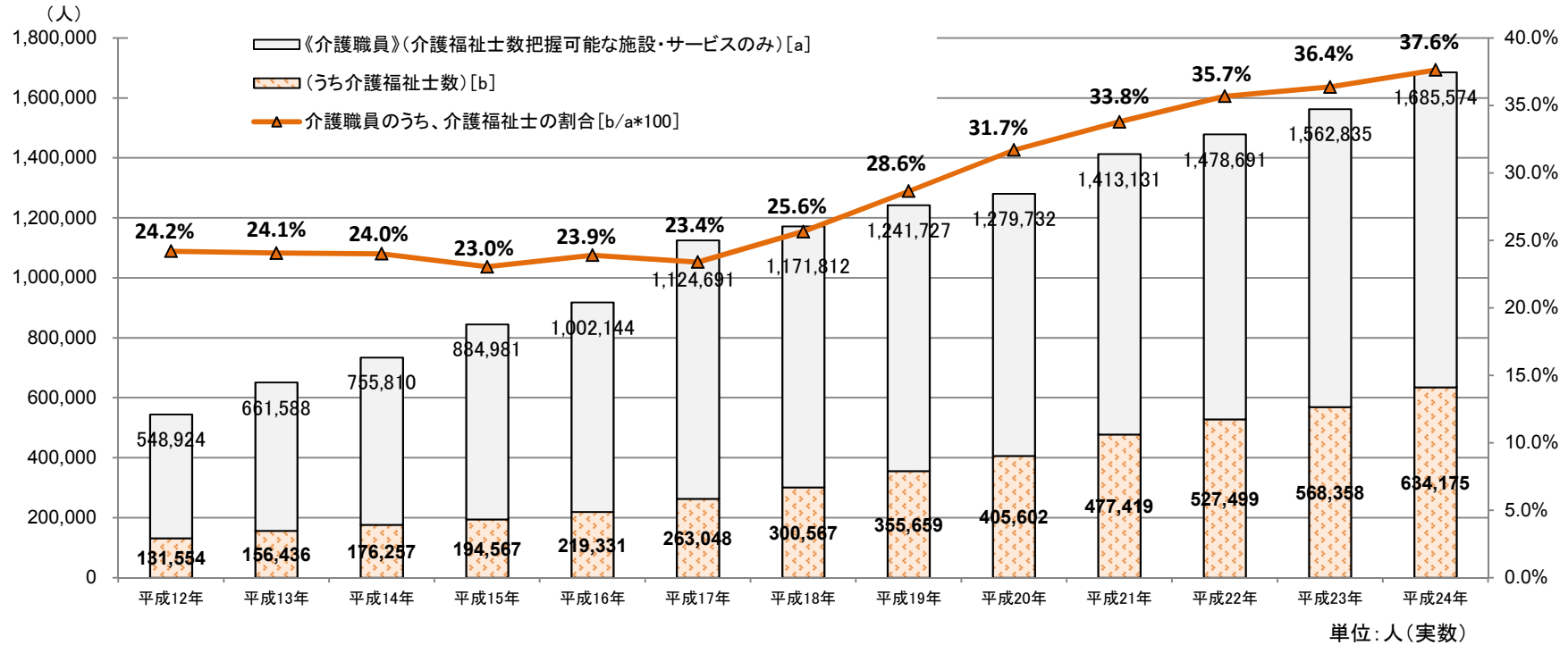


	元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	2,631	7,323	14,302	23,472	34,547	47,467	62,503	80,799	103,246	131,636	167,322	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979
国家試験	2,623	6,202	10,372	15,568	21,785	28,800	36,464	45,699	57,443	72,905	93,607	120,315	146,845	171,668	203,710	243,445	281,998	342,290	414,982	487,932	556,097	632,566	706,975	794,419	881,078
養成施設	8	1,121	3,930	7,904	12,762	18,667	26,039	35,100	45,803	58,731	73,715	90,417	109,108	128,959	147,557	165,924	185,703	205,421	224,372	241,169	255,343	265,863	277,491	291,575	302,901
単年度増加数	-	4,692	6,979	9,170	11,075	12,920	15,036	18,296	22,447	28,390	35,686	43,410	45,221	44,674	50,640	58,102	58,332	80,010	91,643	89,747	82,339	86,989	86,037	101,528	97,985
国家試験	-	3,579	4,170	5,196	6,217	7,015	7,664	9,235	11,744	15,462	20,702	26,708	26,530	24,823	32,042	39,735	38,553	60,292	72,692	72,950	68,165	76,469	74,409	87,444	86,659
養成施設	-	1,113	2,809	3,974	4,858	5,905	7,372	9,061	10,703	12,928	14,984	16,702	18,691	19,851	18,598	18,367	19,779	19,718	18,951	16,797	14,174	10,520	11,628	14,084	11,326

注) 人数は、各年度9月末の登録者数。

介護職員に占める介護福祉士の割合の推移(実人員)

○ 介護職員に占める介護福祉士の割合は上昇傾向にあり、平成24年は4割近くの水準になっている。



		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	【介護職員】	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732	1,413,131	1,478,691	1,562,835	1,685,574
	《介護職員》(介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ) [a]	543,780	650,386	734,214	844,517	917,892	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732	1,413,131	1,478,691	1,562,835	1,685,574
	(うち介護福祉士数) [b]	131,554	156,436	176,257	194,567	219,331	263,048	300,567	355,659	405,602	477,419	527,499	568,358	634,175
	介護職員のうち、介護福祉士の割合 [b/a*100]	24.2%	24.1%	24.0%	23.0%	23.9%	23.4%	25.6%	28.6%	31.7%	33.8%	35.7%	36.4%	37.6%

注) 介護職員数は実人員。

注) 平成19年以降の在宅サービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」に勤務する介護職員数を含む。

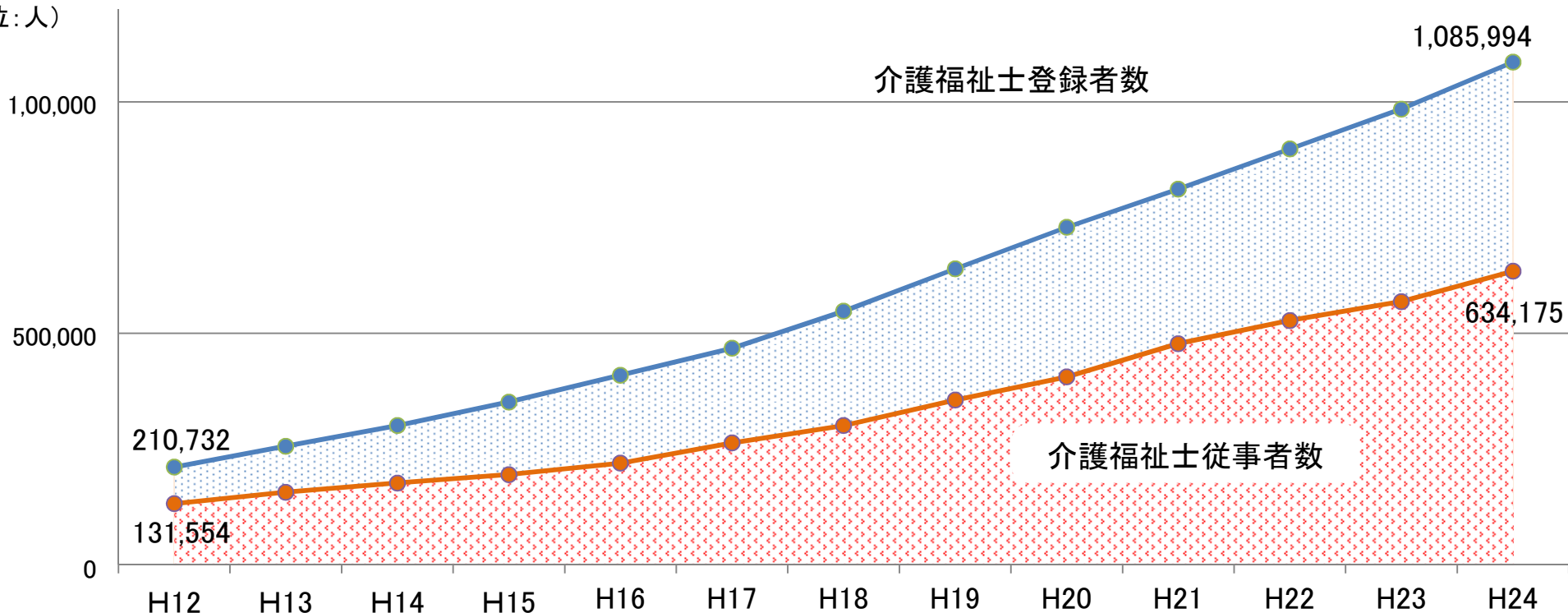
注) 上記グラフの数は、回収した調査票に基づく実数である。また、平成21年以降については、平成20年までの県、市を通じた調査方法から、事業所に直接郵送による調査方法に変更したことにより、調査票の回収率が下がったことに留意する必要がある。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成21～24年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正している。)

介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

○ 介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職として従事（障害分野等他の福祉分野に従事している者を除く）している者は約6割程度に止まる。

(単位:人)



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
介護福祉士登録者	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994
介護福祉士の従事者数	131,554	156,436	176,257	194,567	219,331	263,048	300,567	355,659	405,602	477,419	527,499	568,358	634,175
介護福祉士の従事率	62.4%	61.1%	58.6%	55.4%	53.6%	56.2%	54.9%	55.6%	55.6%	58.8%	58.7%	57.7%	58.4%

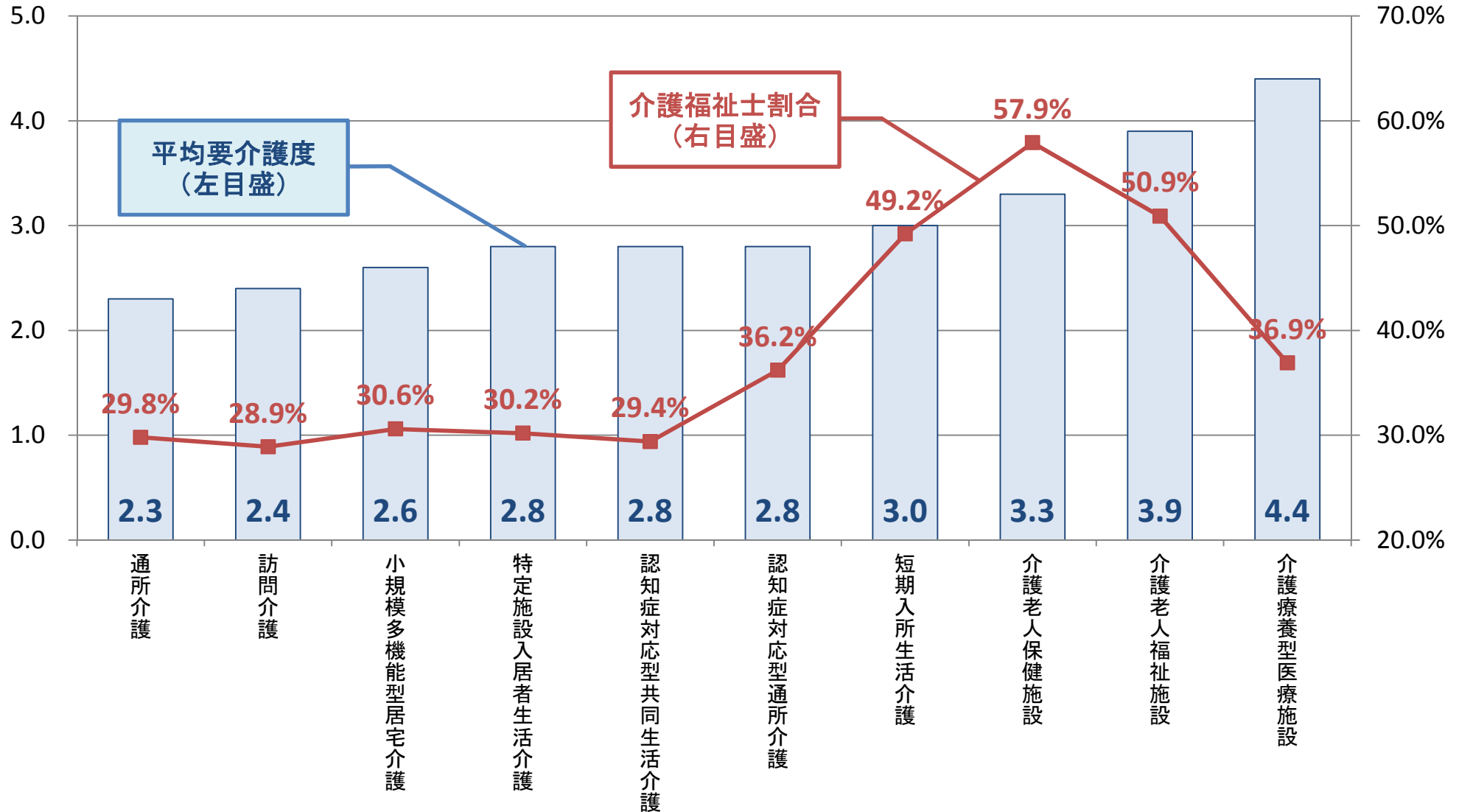
注) 平成21~24年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて補正している。

【出典】介護福祉士従事者数: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

介護福祉士登録者数: 社会福祉振興・試験センター「各年度9月末の登録者数」

主な介護保険サービスの平均要介護度と介護福祉士割合

○ 主な介護保険サービスの状況を見ると、必ずしも、平均要介護度と介護職員に占める介護福祉士の割合に相関関係が見られない。



注) 介護福祉士割合: 厚生労働省「平成24年介護サービス施設・事業所調査」(調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため厚生労働省(社会・援護局)にて補正)
 【出典】平均要介護度: 厚生労働省「介護給付費実態調査月報(平成24年11月審査分)」(計算に当たっては介護予防サービス利用者を含めていない)

養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資格取得時の介護福祉士
介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

介護福祉士の各資格取得ルートの学習カリキュラム

実務経験ルート(実務者研修)

養成施設ルート

福祉系高校ルート

教育内容	時間数	
人間と社会	40	
人間の尊厳と自立	5	
—	—	
社会の理解Ⅰ	5	35
社会の理解Ⅱ	30	
—	—	—
介護	190	
介護の基本Ⅰ	10	30
介護の基本Ⅱ	20	
コミュニケーション技術	20	
生活支援技術Ⅰ	20	50
生活支援技術Ⅱ	30	
介護過程Ⅰ	20	90
介護過程Ⅱ	25	
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45	
—	—	—
—	—	—
こころとからだのしくみ	170	
発達と老化の理解Ⅰ	10	30
発達と老化の理解Ⅱ	20	
認知症の理解Ⅰ	10	30
認知症の理解Ⅱ	20	
障害の理解Ⅰ	10	30
障害の理解Ⅱ	20	
こころとからだのしくみⅠ	20	80
こころとからだのしくみⅡ	60	
医療的ケア	50	
合計	450	

教育内容	時間数
人間と社会	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	60以上
人間と社会に関する選択科目	—
介護	1,260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
こころとからだのしくみ	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こころとからだのしくみ	120
医療的ケア	50
合計	1,850

科目	単位数	(参考) 時間換算*
人間と社会	8	280
社会福祉基礎	4	140
人間と社会に関する選択科目	4	140
介護	37	1,295
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術 (医療的ケアを含む)	10	350
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
こころとからだのしくみ	8	280
こころとからだの理解	8	280
医療的ケア	—	(50)
合計	53	1,855

*1単位を35時間として換算

介護報酬における介護福祉士に関する主な加算

○ 特定事業所加算(平成18年度介護報酬改定で創設)

サービス	要件	単位
訪問介護	① 研修等を実施していること+人材要件(※)+重度要介護者等対応要件 ② 研修等を実施していること+人材要件(※)又は重度要介護等対応要件 ※人材要件(訪問介護員等要件又はサービス提供責任者要件のいずれかを満たす) 訪問介護員等要件: <u>介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者及び訪問介護員1級課程修了者の合計が50%以上配置されていること。</u>	① 所定単位数の20/100 ② 所定単位数の10/100

○ サービス提供体制強化加算(平成21年度介護報酬改定で創設)

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	研修等を実施しており、かつ次のいずれかに該当すること。 ① <u>介護福祉士が30%以上配置されていること。</u>	24単位/回
夜間対応型訪問介護	② <u>介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。</u>	12単位/回 (包括型 84単位/人・月)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① <u>介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。</u> ② 常勤職員が60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	① 500単位/人・月 ②、③ 350単位/人・月
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① <u>介護福祉士が40%以上配置されていること。</u> ② 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	① 12単位/回 ② 6単位/回
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	研修等を実施しており、かつ次のいずれかに該当すること。 ① <u>介護福祉士が40%以上配置されていること。</u> ② 常勤職員が60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	① 500単位/人・月 ②、③ 350単位/人・月
短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	次のいずれかに該当すること。 ① <u>介護福祉士が50%以上配置されていること。</u> ② 常勤職員が75%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	① 12単位/人・日 ②、③ 6単位/人・日

（介護福祉士の位置付けに関する論点）

- 介護人材を、P. 10の「今後の方向性(案)」で示したA・B・C層のイメージで区分けする場合、それぞれの人材が担うべき役割は何か。
- それぞれの役割を担うために必要な能力の広がりと程度をどう考えるか。
- 介護福祉士は、どのような役割を担うべきか。そのために、必要な措置は何か。

【それぞれの人材が担うべき役割の整理の例】

（注）業務遂行力については、単に作業をこなすのみならず、利用者の能力を引き出す力や観察力等を含む。

	求められる役割	必要な能力			
		介護実践力			マネジメント能力
		業務遂行力 (注)	他職種との連携	指導力	
A層	○実務経験を経て養成課程で修得した知識・技術等を十分に活用し、多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践 ○介護チームにおいて、介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善	◎	◎	◎	○
⋮	⋮				
B層	○利用者や状態像に応じた系統的・計画的な介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践	○	○	△	-
⋮	⋮				
C層	○在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践	△	△	-	-